添付法令資料 3:

投資マネージャーの行動規範に関する2022年9月1日付インドネシア共和国 金融サービス庁規則No.17/POJK.04/2022(目次)

同月5日施行

笛:	1 章	終則	(笙1	条ない	一笛	3 冬)
///		形形、見月	\ ///	水 /より	' L / ///	·) 木/

- 第2章 利益、給付並びに非現金のリベート及びコミッションの開示
 - 第1節 投資マネージャー及び提携者の利益の開示(第4条ないし第11条)
 - 第2節 給付の受領及び支給(第12条ないし第16条)
 - 第3節 非現金のリベート及びコミッション (第17条ないし第21条)
 - 第4節 反贈賄マネジメント・システムの実施(第22条)
- 第3章 投資商品の管理
 - 第1節 投資商品の管理におけるマンデートに従った合理的な理由及び投資(第23条ないし第27条)
 - 第2節 投資の調査 (第28条)
 - 第3節 注文割当及び証券取引(第29条ないし第35条)
 - 第4節 証券取引の実行(第36条及び第37条)
 - 第5節 公募における証券購入及び株主の投票方針(第38条及び第39条)
 - 第 6 節 投資マネージャーと提携関係を有する者を通じた証券取引 (第 40 条及 び第 41 条)
 - 第7節 交差取引 (第42条及び第43条)
 - 第8節 投資マネージャーの利益のための証券取引 (第44条ないし第46条)
 - 第 9 節 リスク・マネジメント (第 47 条)
 - 第 10 節 情報技術のリスク・マネジメント (第 48 条ないし第 53 条)
 - 第 11 節 公開型投資商品の投資管理における流動性のリスク・マネジメント(第 54 条ないし第 57 条)
- 第4章 顧客との相互作用
 - 第1節 会社情報の提供(第58条)
 - 第2節 投資家身元単一番号 (第59条)
 - 第3節 秘密保持(第60条)
 - 第4節 投資商品の投資ポートフォリオの評価(第61条)
 - 第5節 コミッション及び費用(第62条)
 - 第6節 顧客のクレーム (第63条及び第64条)
 - 第7節 事業活動(第65条及び第66条)
- 第5章 マーケティング活動、広告及びプロモーション資料 (第67条ないし第72条)
- 第6章 顧客財産の保全(第73条ないし第75条)
- 第7章 公募による、及び公募によらない投資商品の募集(第76条ないし第78

条)

第8章 行政処分(第79条ないし第81条) 第9章 経過規定(第82条及び第83条) 第10章 終則(第84条及び第85条)